

運賃の状況

(JR)(令和元年10月1日現在)

○10キロまでの運賃以外の運賃

発着区間の営業キロを次の営業キロに従って区分し、これに、各その営業キロに対する賃率を乗じた額を合計した額を一定の方法により、端数整理し、さらにその額に100分の110を乗じ、端数整理した額。

[JR東日本、JR東海、JR西日本の場合及び他社にまたがる場合の基準額]

			第1地帯	第2地帯	第3地帯
東京・大阪電車特定区間	山手線内・大阪環状線内のみ	営業キロ	～300キロ	—	—
		賃率	13円25銭	—	—
その他		営業キロ	～300キロ	301キロ～	—
		賃率	15円30銭	12円15銭	—
幹線	営業キロ	賃率	～300キロ	301～600キロ	601キロ～
		賃率	16円20銭	12円85銭	7円05銭
地方交通線	営業キロ	賃率	～273キロ	274～546キロ	547キロ～
		賃率	17円80銭	14円10銭	7円70銭

(注) 幹線と地交線を連続して乗車する場合は、「地交線の営業キロ×1.1+幹線の営業キロ」に幹線の賃率を乗じた額とする。

[JR北海道]

幹線	営業キロ	～100キロ	100～200キロ	201～300キロ	301～600キロ	601キロ～
	賃率	対キロ区間制	19円70銭	16円20銭	12円85銭	7円05銭
地方交通線	営業キロ	～100キロ	100～182キロ	183～273キロ	274～546キロ	547キロ～
	賃率	対キロ区間制	21円60銭	17円80銭	14円10銭	7円70銭

[JR四国]

幹線	営業キロ	～100キロ	101～300キロ	301～600キロ	601キロ～
	賃率	18円21銭	16円20銭	12円85銭	7円05銭

(注) 地方交通線は擬制キロ(地交線の営業キロ×1.1)を適用する。

[JR九州]

幹線	営業キロ	～100キロ	101～300キロ	301～600キロ	601キロ～
	賃率	対キロ区間制	17円75銭	12円85銭	7円05銭

(注) 地方交通線は擬制キロ(地交線の営業キロ×1.1)を適用する。

※ 本州3社とJR北海道、JR四国及びJR九州にまたがる場合は、通算加算方式により運賃を計算する。